

第百五十六回国会 衆議院 農林水産委員会 會議録 第三号

平成十五年三月二十日(木曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 小平 忠正君

理事 稲葉 大和君 理事 金田 英行君

理事 二田 孝治君 理事 松下 忠洋君

理事 鮫島 宗明君 理事 植崎 欣弥君

理事 白保 台一君 理事 山田 正彦君

理事 相沢 英之君 理事 青山 丘君

荒巻 隆三君 理事 石田 真敏君

岩倉 博文君 理事 岩崎 忠夫君

梶山 弘志君 理事 金子 恭之君

北村 誠吾君 理事 小泉 龍司君

近藤 基彦君 理事 七条 明君

高木 毅君 理事 西川 京子君

宮本 一三君 理事 吉野 正芳君

後藤 斎君 理事 今田 保典君

齋藤 淳君 理事 津川 祥吾君

筒井 信隆君 理事 堀込 征雄君

吉田 公一君 理事 江田 康幸君

丸谷 佳織君 理事 藤井 裕久君

中林よし子君 理事 松本 善明君

菅野 哲雄君 理事 山口わか子君

佐藤 敬夫君

農林水産大臣

農林水産副大臣

政府参考人

(農林水産省農林振興局長)

政府参考人

(水産庁長官)

農林水産委員会専門員

委員の異動

三月二十日

辞任

補欠選任

熊谷 市雄君 吉野 正芳君
江田 康幸君 丸谷 佳織君

同日

辞任

吉野 正芳君

丸谷 佳織君

補欠選任

熊谷 市雄君

江田 康幸君

三月二十日

WT O農業交渉等に関する意見書(千葉県佐倉市議会(第四一八二号))

WT O農業交渉等に関する意見書(神奈川県湯河原町議会(第四一八三号))

WT O農業交渉等に関する意見書(福岡市議会(第四一八四号))

WT O農業交渉における我が国の主張の強力な展開を求めることに関する意見書(秋田県議会(第四一八五号))

WT O農業交渉等に関する意見書(埼玉県上尾市議会(第四一八六号))

WT O農業交渉に関する意見書(鳥取県議会(第四一八七号))

WT O農業交渉に関する意見書(佐賀県福岡市議会(第四一八八号))

WT O農業交渉に関する意見書(宮崎県議会(第四一九九号))

中山間地域対策に関する意見書(千葉県議会(第四一九〇号))

平成十五年酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道土士幌町議会(第四一九一号))

平成十五年酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道芽室町議会(第四一九二号))

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申入れに関する件

政府参考人出頭要求に関する件

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案起草の件

○小平委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として農林水産省農林振興局長太田信介君及び水産庁長官木下寛之君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○小平委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。齋藤淳君。

○齋藤(淳)委員 民主党の齋藤淳です。

本論に入る前に、副大臣に伺います。

本日、日本時間午前十時、この瞬間を世界じゅうの人々が緊張しながら迎えました。先日、小泉総理は、イラク情勢への対応を尋ねられて、その場の雰囲気での場の状況を見て判断すると答えました。また、昨日の党首討論でも、その場の雰囲気での対応することこそが日本外交の方針だと再確認されました。私は、現政府のこのような無原則、無方針、無説明の外交姿勢で果たして日本の国益が守れるのか、非常に大きな不安を感じています。

さて、農水政策と外交ということを考えたとき、日本時間で昨日早朝に出されたモダリティー一次案改訂版の件は言うまでもなく、WT O交渉の重要な局面にあるわけです。日本の第一次産業の将来を明るくするために、やはりその場の雰囲気での対応を決められるのが内閣の方針なのでしょう。WT O交渉をめぐるこのように厳しい状況、厳しい雰囲気に対して、どのような方針で臨まれるのか、いま一度お尋ねいたします。

○大島国務大臣 内閣のお話でございしますから、委員にお答えいたします。

WT Oの交渉は、この農水委員会ではお答えも申し上げてきましたが、明確な原則を持って対応いたしております。それは委員も御承知だと思います。

したがって、本日、アメリカがどういうイラク対応をされるか、非常に緊迫した状況であります。WT O農業交渉におきましては、少なくとも私どもは、既に提示し、会見で申し上げておりますように、明確な原則に立って交渉しているということを申し上げたいと思います。それが小泉内閣の基本方針でもあるということをお知らせさせていただきます。

また、できれば、民主党の皆様方にもこのWT Oにかかわる基本的な考え方の御提示をいただき、共通する認識を持って交渉させていただければ、一層私どもの力が増すものと思っております。民主党の皆様方のWT O交渉における基本原則をお聞かせ願えば幸いですと思っております。

○齋藤(淳)委員 大臣、御答弁まことにありがとうございます。

さて、それでは、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法に焦点を明確に移しまして、副大臣にお尋ねします。

そもそもこの法律は二百海里対策の一環で臨時

措置法として導入されたわけですが、法律の目的や対象を変化させつつ臨時措置法を生き残らせる意味があるのか。雰囲気や状況の変化に場当たり的に対応するのではなく、日本の第一次産業の中で水産業全体をいかに底上げするか、そのために水産加工業をどのように位置づけるか、総合的な施策を長期的な視野からオーバホールする時期に来ているのではないかと考えられますが、副大臣はいかがお考えでしょうか。

○大島国務大臣 基本論でございますので。齋藤委員も、山形で、酒田というところを控えて、水産加工業の実態をもう少しさらに勉強されるところだろう、このように思いますが、実は、齋藤委員、私の選挙区にも八戸というところがございまして、水産加工業の実態を小さいときから私も見てまいりました。

特に、この法案のきっかけは、先生も御承知だと思いますが、昭和五十二年の専管水域、そういう新しい秩序が生まれましただけに、原魚の確保ということが大変困難になりました。今考えてみますと、北転船がなくなったり、スケソウのすり身がなくなったりして、魚種の転換ということで大変苦しんだことを私はよく覚えております。したがって、五年の時限立法でその転換をしていく。特に、水産加工業の皆様方は、地場に密着した産業、地域の経済を支える産業、国民に水産資源のたんばくを供給する産業という意味で、非常に私は、地域の経済、生きるための大変な大事な産業だと。酒田でもやはり同じであろうと思えます。

その後、御承知のように、世界じゅうの海の力が弱くなりました。日本の海域でもやはりそうだというふうにあります。したがって、そういう水産加工業をめぐる状況が引き続き厳しいという判断をまさにこの国会でしていただいて、そして四回の延長を行ってまいったところでございます。一方、水産加工業を取り巻く環境は、原魚の確保のみならず、例えば食の安全、安心問題、あるいはまた多獲魚の漁業が落ちている、そういうこ

とを考えると、さらに、またもう一つ、国際化がございまして、先生が専門の分野でございまして、そういうものにどう対応していくかといったときに、今までの法案をそのまま延長するのではなくて、新しい時代に合わせた、そういうふうな支援もしていかなければならない。

そういうふうなことから、私どもは、この水産加工業を支援する必要性のために一部を改正して、その一部の改正の部分というのは、やはり特化していかなくいかぬ。特化をしていくためには、マーケティングもやらなくいかぬし、あるいはまた個性も出さなくいかぬ。ソフト部分についてもやはり資金の需要に対してこたえていくという部門を新たに改正して、今御審議をいただいております。

以上が目的でございます。

○齋藤(淳)委員 大臣、御答弁まことにありがとうございます。水産業について勉強せよとのアドバイス、ありがたく承ります。

先ほどオーバホールが必要な時期にあるのではないかと申しましたのも、最近の融資実績を見ますと、明らかに伸び悩み、もしくは減少傾向を見せているわけですね。

平成五年に百六十五億円、平成十年には百三十六億円の融資実績がございすけれども、平成十二年、十三年には、それぞれ五十四億円、三十九億円という融資実績になっていす。

この融資実績の伸び悩みの原因にはどのようなものがあるのでしょうか。

また、平成十四年、十五年には、それぞれ八十八億円、七十六億円の融資枠が設定されているようでありすけれども、そもそもこれは達成される見込みがあるのでしょうか。

先ほど大臣から資金需要にこたえるという指摘がありましたけれども、なぜそもそもこのような質問をさせていただいたかと申しますと、予算ないしは融資枠先であり、これを維持するために法改正をして、法律自体の、融資制度自体の延命を図るようでは、水産業全体の底上げを図るとい

う本来の目的を見失ってしまうのではないかと、その危険性について一言御指摘申し上げたい。

○大島国務大臣 齋藤委員の御指摘は、私どもは根本的に総体として考えなければならぬところを、ある意味では御指摘をいただいているんじゃないかと思ふんです。

ただ、私どもは予算の確保まずありきという考え方から立ってはいませんということを一言申し上げたいと思ひます。

さはさりながら、なぜ資金需要として予算がございすのかと、確かに、委員がお話しされますように、融資実績は低下傾向にあります。

まず第一点は、やはり日本経済の全体の今状況を反映していることが一つあるんだらうと思ひます。そういう状況の中で、特に地場で頑張っている加工業の皆様方は、私の近くを見てまいりますと、できるだけ今の施設を利用して、新しい投資というのに対して非常にリスクを負うという考え方ではなくて、ぎりぎりまで今の施設を使いながら頑張っている、こういうふうなマインドが一つあるんだらうと思ひます。

一方、こういうふうな方向に使いたいんだ、こういうふうなところに投資したいんだという気持ちのあるいは戦略的なものは、それぞれの加工業の皆様方は持つておられるのではないかと。持つておられる一つとして、先ほども申し上げましたように、ソフトの部分に何か融資してくれないか、いろいろな、水産庁があらちこ回ったり、そしてまた皆さんの意見を聞きますと、やはり、研修、市場開拓、特許権の取得等、そういうふうなソフト取得という部門に、ハードの設備投資からソフトの設備投資に使えないかという御要望等々がありました。

先ほど申し上げましたように、特化していかなくいかぬ。国際化の中でも、例えば中国等々とのコスト競争をしていくためには、消費者のニーズに多様に合わせる。もつとと言うと、量販店との関係の中で非常に厳しい要請を受ける。そういう

場合は、やはりソフト経費というものが欲しいというところで、そういうふうな用意をさせていただきまして。

しかし、先生が今御指摘いただきましたように、私は、農林水産省そのものを、一次産業の生産官庁から、全体として食料産業政策官庁にしなければいかぬ、そういうふうな意味で、農も水ももつともっと大胆に流通加工政策というものに首を突っ込もう。率直に申し上げますと、水産加工業政策というところ、経産省とのいろいろなことがございす。しかし、我々がそれを担う役所にならなくならぬというので、そういう食料産業政策をもう一回見直せということで、今、勉強会を始めております。その中の一環として、水産加工業も重要な対象として、これから根本的なあり方等々をぜひ私ども柱を立てて頑張っていきたい、こう思っております。

一方、安全、安心の問題も、今、要請されております。この世界は、農より水産の世界が非常に率直に言って立ちおくれしていると私は思ふんです。そういうふうなところにとどのようになら対応してやるか、こういうことも大変重要なポイントではないか。

御指摘をいただいた、根本的な水産加工業政策というのにもつともつと力を入れていかなくればならないという御指摘には、私と私どもも重く受けとめて、総体として対応していく努力をしてまいりたい、こう思っております。

○齋藤(淳)委員 次に、この法改正の政策目的と政策手段の乖離について、一点御指摘申し上げたいと思ひます。

今回の改正の背景には、大臣御指摘のとおり、周辺漁業資源の減少による加工原料の供給の悪化、これが背景にあるわけですが、であるなら、この対策としてとられるべき施策というのは、水産加工資金法の融資対象を拡充するというよりは、むしろ、まず第一に、周辺漁業資源をふやすための直接的な施策を充実させていくことではないかと思ひます。

例えば、民主党の予算案でも独自に強く打ち出してありますけれども、海の森構想、すなわち、海藻類を繁殖させて漁獲高をふやす、この構想についてはいかがお考えでしょうか。

例えば、近隣諸国の例を引き合いに出しますと、中国は近海の漁業資源を増大させる上で海藻を非常に有効に使ったと言われております。また、環境問題への対応、バイオマス・ニッポン構想の実現に向けても、もつと積極的の海の森を造成すべきではないかと思われませんが、いかがでしょうか。

○大島国務大臣 海の森と言う方もあれば、昆布の森構想と言う方もあります。民主党の皆様方の政策としてそういう御提言をしておられる、私も拝見しましたが、私どもも共感をし、また私どももその点には力をつけていかなければならぬと思っております。

陸において、地球環境という視点から、まさに海の再生が大きなきを握っているのと同じように、海の再生のために、森と同じように、昆布のいわば藻場の再生というのは非常に重要な一つの手だてだ、このように認識しております。

したがって、私どもは、平成十四年度から三年間、衛星通信、衛星で沿岸域を撮影した画像をまず高度に分析することにより、全国規模で藻場の分布状況をリアルタイムに把握するための技術開発調査をいたしております。そして、得られた成果を、十四年度から五年間でおおむね五千ヘクタールの藻場等を保全、創造することを目指して、豊かな海の森づくりを今積極的に推進しております。

しかし、それだけでは海の再生にはなりません。何が大事かというと、やはり管理だと思っております、生産管理。このことをいたしませんと、とりたいだけとる、使いたいだけ使うという時代はもう終わったということを、生産者も政策も、また消費者も、しっかり理解していただいて、生産管理をお互いしていくという覚悟が、今、次のもう一つの柱として必要だと思っております。

さらに、先ほどお話ありました、いわゆる循環の施策としてのバイオマスの世界でございすが、我々はこれはもう戦略会議を閣議決定いたしました。今度の予算で一番の目玉になっておりますが、残念ながら、ここについてはいよいよこれからだと思っております。

そういうふうな御指摘をいただいた点、特に資源再生という意味では、藻場の再生あるいは資源管理、そしてそれに伴う漁業政策のあり方、こういうことをしっかりと踏まえてやっていくことが二十一世紀にサステナブルな水産政策をとるポイントだ、このような覚悟で努力してまいりたい、私はこう思っております。

〔委員長退席、鮫島委員長代理着席〕

○齋藤(淳)委員 御答弁ありがとうございます。次に、今回の法改正が水産加工業の現状に合ったものかどうか確認させていただきたいと思っております。

大臣からもたびたび言及があったとおり、水産加工業は地場の零細産業としての性格が非常に大きいと思っております。加工業者の大部分を占める零細の業者にとつて真に使いやすい制度なのかどうかということが、資金ニーズですとか、業者の成長性、いろいろなプロジェクトの成長性やサステナビリティに真に合致するものなのかどうか、非常に重要な点ではないかと思っております。特に、今回の法改正の目的は輸入水産加工物との差別化ということなわけですが、このことを考えた場合、やはり地産地消と申しますか、新鮮なとれたての魚を地域で加工して消費する、このための仕組みをいかに整備するかということが非常に重要になるのではないかなと思っております。

そこで、私の地元の水産加工業で最近成功しているところを見てみると、どういった業者があるかということを見てみると、いくつかの業者があるかというところを調べてみたんですけれども、例えば、回転ずしのすしネタを加工するような企業、あるいは結婚式場へまとまった人数の新鮮な魚介類の調理をして供給する業者、これは加工というよりはむしろ調理としての側面が非常に

大きいわけですが、そのほかに、例えばラーメンのスーパーストックをつくって通信販売するような研究、スーパーストックとは限定しませんが、けれども、いろいろな保存の技法を研究して地域の特産物づくりに結びつけるような技術開発、あるいはネット販売などの加工、設備投資を伴わない研修事業などのソフト事業、こういったものは今回の法改正の対象になるのか、確認させていただきたいと思っております。

なぜこのようなことをお尋ねするかというと、私はアメリカで政治学を研究していましたが、私も、いろいろな国の政治を研究している研究者の間で共通の事項になっているのは、日本の法律から見ると非常に簡潔に書かれていて、借り手から見て一番関心のあるようなことは、法律ではなくて政令で規定されているわけですよ。これがあ意味、裁量行政の温床になっているという点もあるのかと思っておりますけれども、いま一度明確に御確認いただきたいと思います。

○木下政府参考人 先生から何点かお尋ねがございました。

まず、今回の資金でございすけれども、私も、下限でございすけれども、水産加工業者の皆さん、地域で大変零細な規模が多いというような実態がございす。したがって、従来から融資下限につきまして特定をしておりませんけれども、今後とも同様の取り扱いをいたしたいというふうにご考えているところとございす。

また、融資対象でございすけれども、今回、輸入水産加工品との競争の激化にかんがみ、原材料または製品の転換、合併または営業の譲り受けに伴う加工施設の改良等を追加したところとございす。

具体的に御指摘がございましたけれども、私も、委員御指摘のありました、回転ずしのすしネタを製造する場合とか、あるいは結婚式場への食材供給、スーパーストックの開発等々、水産加工品は今回の改正後の水産加工資金の対象になるというふうにご考えているところとございす。

また一方で、ネット販売への加工、いわゆる流通なり販売は今回の対象になってございせんので、あくまでも水産加工業者の皆さん方に対します施設資金だ、あるいは伴います特定のソフト資金というふうな御理解を賜りたいというふうにご考えております。

また、第三点目のお尋ねでございす。私も、資金内容についてでございすけれども、法律レベルで水産加工品の製造、加工施設の改良、造成、取得、あるいは新製品を融資対象として規定をしているわけとございすけれども、さらに政令で要件を規定することとしていところとございす。このように、政令で規定しているところとでございすけれども、水産加工業のその時々状況に応じてきめ細かい改正を行いたいというところとでございすけれども、このように全体の法律、政令を通じた体系ができるだけ水産加工業者の皆さん方にわかりやすく理解してもらえように、今後ともその内容につきましてPRしていきたいというふうにご考えております。

○齋藤(淳)委員 ありがとうございます。

最後に、HACCP方式導入について伺いたいと思っております。

平成十年の法改正の際に、衆参でHACCP円滑導入を附帯決議に盛り込んでいます。しかし、今回の改正では、HACCPについては明確には触れられていないと認識しております。

平成十年の漁業センサスにおきまして、水産食品製造業者の約六五％がHACCP制度導入に積極的だと回答しております。一方で、水産加工業者の五六％が従業員九人以下の零細事業者となっております。HACCPを導入しようとする、数千円規模の設備投資が必要になる場合も非常に多いかと思っております。

これだけ食品の安全性が話題になっているときに、食の安心の確保の観点からHACCP導入を促進するために水産加工のソフトローンの制度を用いる、こういったお考えがどうか、御

確認いただきたいと思ひます。

○大島国務大臣 先ほども委員から御指摘をいただいて、水産加工業の世界における食の安全と安心というシステムそのものがいささかおくれいている部分があるということを私は率直に申し上げました。

そのかぎは二つ三つあるんだろうと思ひますが、今先生がお話しされたHACCPのシステムをどう導入してもらうかということ、トレーサビリティに対してどう対応してもらうかということではないかと私は思つておりますが、HACCP、これは本当に重要なことでございまして、加工業においてもその導入を推進していくことは本当に重要だ、このように認識しております。

その方策としては、御承知のように、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法が設けられていてございまして、水産加工業を含む食品製造業に対しては、HACCP手法の導入を目的とした施設整備等への貸し付けを農林漁業金融公庫より行つていてございまして、今、今の加工資金とは別に立上げておるものから、そこを大いに活用していただきたい、こう思つております。

しかし、我々としても、融資措置のほかに、水産加工場の衛生管理マニュアルを作成して、そしてこれを普及して、そして十五年度予算でHACCPの講習会の開催をほとんど支援してまいりたいと思つております。

もう一つ、加工資金の方では、初めからHACCPのシステムを入れるためのお金は今申し上げたところを出しますけれども、ある加工施設の設備を入れますと、この部分を、そのことが結果としてHACCPシステムの全体のプラスになるということには構わないわけにございまして、より一層、先ほど長官がお話ししましたように、我々のPRもつとして、御指摘のあったHACCPシステムの導入については重要なポイントとして、講習会を開き、こういう制度資金がありま

すよということを言い、努力していくことが大変大事だ。逆にそのことが、国際社会の中においてやはり世界から輸入されるものとの競争の一つのポイントになるのではないかと、こういう認識も、意識改革もしてもらつて、努力してまいりたい、こう私は思つております。

〔飯島委員長代理退席、委員長着席〕

○齋藤 委員 大臣みずから御答弁、まことにありがとうございまして。

この水産加工業資金の公正な運用を期待するとともに、食品においてもトレーサビリティは非常に重要なわけですから、食品のトレーサビリティとともに政治資金のトレーサビリティについても確立に御助力いただけますよう、一言お願い申し上げて、私からの質問を終わらせていただきます。

○小平委員長 次に、津川祥吾君。

○津川 委員 民主党の津川祥吾でございます。

アメリカによるイラク攻撃の時間の期限が日本時間できよの午前十時でありまして、この後いつ攻撃があるかわからないという状況でありまして、大島さんはまだそこにいらつしやうてよろしいんですか。では、時間まで聞いていただければありがたいなというふうに思ひます。この差し迫つた状況の中でありまして、きょう今ここで議論をさせていただくのも大変重要な法案でござい

ただ、日切れ法案であるという御説明をいただいておりますが、そもそも、これが臨時措置法として始まつた、それは当時二百海里問題に対応するというところで始まつたものと承知をしております。その中で、時代の変化とともにその法案の中身を変えて、さらに時代のニーズに合ったものにしていくということ自体、必ずしも反対するものではありませんが、もともと二百海里で日本の水産業が大変厳しい影響を受けた、それから、その中でも、得られる魚種がまたいろいろ変わる中で、水産加工というところも相当多く影響を受けたというところであらうと思ひます。

ぜひ私は副大臣にお答えをいただきたいんですが、副大臣の御地元にかつて日本一の水揚げを誇つた釧路がございまして。現在も立派な水揚げを誇つてはいらつしやいます。この二百海里の問題のときにまさに大きな打撃を受けた港でありまして。この水産加工の法律ができた当時の問題と現在の問題と、副大臣にとつては特に思入れのあるところであらうかと思ひますので、実は私も昔北海道に住んでおりましたから、副大臣に一度ここで質疑をさせていただきたいと思つておりますので、このテーマについてぜひ副大臣の御認識をまず伺ひたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○北村 副大臣 御指名をいただきましたので、私のふるさとであります釧路、根室の問題についての御質問でございましたので、私の方から御答弁をさせていただきますと思ひます。

日ソの二百海里という問題は、地元の水産を扱う漁業者の方にはまず大きな打撃がある。そして、その漁業者の方々が漁獲をとつてくる、大漁の時代がたぐさんあつたわけでありまして、それに伴つて、水産加工の方々はある面では非常に経営的によかつた時期がございました。あの二百海里のときまでは、原料をそのまま一次加工して、付加価値を高めないでほかの大都会等々に出していたというのが私のふるさとの水産加工の方々でありました。

しかし、サケ・マスも、あるいはイワシも、そしてスケソウダラも、あるいはカニ等々も今は激減をして、ほとんど、量的には水産加工の方々は経営が成り立たない。一方で、輸入物がたくさん入ってくるわけでありまして、そうしますと、おのずと、確かに水産加工の方々も合併したり、あるいは経営から足を洗つてしまわざるを得ない人もおりましたけれども、そして、その中でやはり水産加工の方々が目を投じたのは、付加価値のあるもの、少ない原料をどう自分たちが消費者の方々のニーズにこたえて付加価値を高めて、高価なものを買つていけるかということに目を向け

ていつて、いろいろな、ありとあらゆる知恵を出してやつてまいりました。それがあつた面では今生き残つておられる方々だと。

しかし、そこにまた、先ほど大臣からお話のあつたとおり食の安全という問題、特にHACCPの問題等々が出てまいりまして、これに対応した水産加工の整備をしていかなきゃならない、これもまた大きな投資でありました。しかし、水産加工の方々もこれを逆手にとつて、消費者の方々が見学できるような、そして、なるほど、こういうことがHACCPということか、そして安全なもの、私たちが供給されているという、そういう見学コースを設置したような水産加工の方々もまた出てこられた。そういう方々は今も一生懸命やつておられますが、今、先ほどの齋藤さんからの御話のとおり、やはり零細の方々もあつた。家族で経営をしている方々、こういう方々が今後HACCPに本当に対応できるかどうか。

そして、少ない原料をどのように使つていけるか。そして、水産加工の方々からすれば、輸入されてくる原料もあつてもいい、これも使つて付加価値を高めていきたい。そうすると、地場の漁民の方々とまたあつてきが出てくる。非常に水産加工の皆さん方は、今ある面では袋小路に陥つてゐる。漁民の方々とバランスもつていく、しかし一方では、輸入物等の原料を、何としても、のどから手が出るほど欲しい、そしてそれを付加価値を高めて出していきたい。

これが今私のふるさと釧路、根室の置かれてゐる水産加工の方々であつて、今回の水産加工のこの法律の改正ということについては非常に期待を持って注目をしているというのが現実でござい

○津川 委員 副大臣、今実は結構踏み込んだ発言をしていただきました、実は私の地元にも焼津がございまして、釧路に負けず劣らず頑張つてゐる港でございまして……（発言する者あり）八戸もそうだという声が今聞こえました。ほかにもいろいろな港を言わないと怒られるかもしれませ

が、石巻も頑張っているかもしれませんが、いろいろ頑張っているらしいですが……（発言する者あり）頑張っていないという声も聞こえました。

昨日、ちょっと気になったことがございまして、与党の委員の方から、このまさにイラク情勢に関連して、これがまさに有事に至ったときに日本の農政に対してどういう影響があるだろうかというふうな御指摘がございました。これは別に間違った指摘では決まらずに、農政についてではなくて、水産業あるいは林業についてという影響があるかということも実はぜひ指摘をしていただきたかったところでございます。

私、以前もたしかこの席で申し上げたことがあるかと思いますが、農業について専門的な方々は非常にこの委員の中にもたくさん多くいらっしゃいます。水産に関しては当然多くの専門的な知識あるいは高い見識を持たれた委員の方が多いと思いますが、なぜか議論は農政が非常に多い。規模なりいろいろな意味でこちらの方が政策的に多いということなのかもしれませんが、私は、水産というものが非常に重要なものであるし、一方で、そこに対する政策というのは不十分だと思っております。林業は実はなおさらそうだと思います。ですから、きょうはその質問はいたしません。

それで、焼津なんかでもそうですが、水産の、漁業に直接かわる方々と加工にかかわる方々、これは今若干考え方が違うところがありまして、外国船が持ってきたいわゆる輸入のものであったとしても、それを加工させてもらえるのであるならば我々は一生懸命それをやりたい、そういうお話がございまして、まさに、二百海里という中で、それが別の国で水揚げをされて、そこで加工されて空輸をされる、あるいは船に別の形で乗っかって輸入をされてくる、これはやはり我々としては耐えがたいという話がございます。私たち日本人のニーズというものをよくわかっている、それからまた新鮮な加工ができるということから考えて

も、ぜひ日本で加工するようにしてもらいたい。日本の船がとってきたか外国の船がとってきたか、もちろんそれはどちらでもいいということではないけれども、外国の船は来ないでくれ、外国の船はよそでやってよそで加工してくれというのとよりは、日本にやはり揚げてもらって私たちは仕事をしたいというのが加工業者の方々の声だと思っております。

もちろんそれは、地元ですぐにあつれきを起す、今副大臣がまさにそこを指摘していただきました。なかなか指摘しにくいところではないかなというふうに思いましたが、釧路、根室でもそういう状況だということをお話を伺いました。それでも、そういう状況であっても皆さん頑張っているという話でしたが、こういったいわけの政策金融というものが水産加工に対して必要だということとは、これは後でもまた伺いますが、それ相応の理由がある。つまり、それだけ民間の金融からは融資を受けにくい状況にあるとか、根本的に経営基盤が弱いとか、あるいは水産加工業を取り巻く環境が非常に悪いとか、そういう状況があるからこそ政策金融というものが必要だということになるんだと思います。

特に今回は、臨時措置法をさらに五年延長するという話であります。これは日切れと言われますが、ちよつと局長に伺いたいんですが、いいですか。日切れになっているからぜひやっていただきたい、それはもうきょうやらないとだめだという話で伺いました。私どもはこの内容に必ずしも反対するものではありませんが、なぜこれは日切れ扱いだから急いでやってくれと言われるのが若干わからないところがあります。本場に必要なのであるならば、こういった臨時措置法ではなくするべきだと思ひますし、臨時措置法としてまた五年延長するということであるならば、それ相応の理由がしっかりと示されなければならぬし、本当に五年なのかという話も本当は議論しなければならぬと思ひます。そこで、例えばこの融資実績ですけれども、ご

めんなさい、金額の話じゃないんですが、きのう若干伺ったところでは、いつごろこの申請が多いのか、時期ですね、大年度末が多いという話です。つまり三月が多い、四月以降は必ずしもそうではないという話であります。ですから、仮にこれが日切れでとまってしまうとしても、余り現場に御迷惑をおかけする話じゃないんじゃないかと思うんですが、長官、どうでしょうか。そういうものでしょうか。

○木下政府参考人 現在の水産加工施設資金法、委員御指摘のとおり臨時措置法ということでございます。この現在の法律の有効期限は本年三月三十一日限りということでございます。その日を経過いたしますと現在の法律が失効するというふうになるわけでございます。したがって、私ども、四月以降、水産加工資金を融資するということになりましたと、改めて法律を出すという作業が必要でございます。

一方で、委員御指摘のとおり、年度末が多いじゃないかという御指摘でございますけれども、私どもは四月の融資の希望について調査をいたしておりますけれども、既に来ているものが四件、あるいは要請中のものを含めると二十件を上回るというふうな融資希望が来ているわけでございます。できるだけ水産加工業者の実態に即し、速やかかつ円滑に融資をするという観点からいたしますと、ぜひ三月中に一部改正法案を御可決いただきたいというのが私どもの立場でございます。

○津川委員 よくわからないんですが、希望がある、需要がある、だからここでこのまま法律がなくなることは避けたいという話はわかりますが、これを臨時措置法で五年、五年でいくのが本当にいいのかという話です。

中身を見ると、先ほど齋藤委員からも指摘がありました。融資実績が必ずしも高くない。実はこれは政府金融の中ではむしろ高い方だというふうな指摘もありますが、つまり、政府が幾ら資金を準備してもなかなか目標まで借りていただけない、全額借りていただく必要はないのかもしれない

せんが、必ずしも有効に利用していただけないという状況がまずある。これが利用しにくい原因がどこにあるのであるならば、そこを根本的に変えなければならぬと、あるいは、今その枠があるから何とかそれを埋めなきゃいけないという条件を緩和するなんてことをもしようんやってみよう、むしろこれは民間の金融機関の仕事でなくすという話にもなりかねないわけでありまして。本場にこの融資を受けたところがそこで実績を上げて利益、収益をどんどん上げていくというところであるならば、これは民間の金融機関でも大いに投資をしたい、融資をしたい物件になる話であります。

ですから、もちろん、期間が長い、短い、あるいは利用しやすい、しにくいという話があるかもしれませんが、金利の問題もあるかもしれませんが、借りる側からすれば、それは政府系金融で安くて長くあれば、それはそれで、その方がよりいいには違いありませんが、そのことによつて、例えば水産加工の方々は仕事があつても、地域金融というものがこれでまた仕事になつてしまふのであるならば、地域社会にとつてこれは必ずしもプラスではありません。

そういう意味で、小泉内閣も民間にできることは民間にとおっしゃっているわけでもありますから、また、地域金融というものをしっかりと守っていくという意味でも、余りやり過ぎではないかというところもやはり注意をしなければならぬところだと思ひます。

またちよつと長官に伺ひますが、貸付額が少ない。なぜそうかというお話も伺ひたいんですが、これはもとと目標が枠の中の二割、三割でもいいという設定で枠をつくっているのか、それとも、枠の七、八割、九割融資することを設計したけれども設計ミスで使われなかったのか、それはどちらなんでしょうか。

○木下政府参考人 加工資金の融資枠の設定の議論でございますけれども、私ども、過去の融資実

績等を勘案いたしまして設定をいたしているという状況でございます。平成十年から十三年にかけて、大体百四十から百八十億円の融資枠でございますけれども、平均で七十億円強というような実態でございます。私ども政策金融でございますから、基本的には民間でできないところを政策金融で補完するというのが基本でございます。

またそういう意味で、一方、いたずらに融資枠を大きくすることが目的ではないというふうに思っております。近年の融資枠と融資実績の状況を反映いたしまして、十三年度は百四十億円の融資枠でございますけれども、十四年度は八十八億円というふうに融資枠を減額してきておるところでございます。また、十五年度につきましても、特殊法人等整理合理化計画との整合性も念頭に置きながら、七十六億円という融資枠を設定したわけでございます。

この十六億円の融資枠を設定した根拠といいたしましては、平成十年から十三年度の平均の融資実績が七十二億円ということでございます。このような直近の過去の平均実績を勘案しつつ、かつまた、先ほど申しましたような合理化計画も念頭に置きながら設定をしたという次第でございます。

〔委員長退席、鮫島委員長代理着席〕
○津川委員　ちよつと難しかったです、もう時間も余りないので。

ただ、今のお話を伺いますと、やはり設計ミスだと言われても、これは仕方がないところだと思っています。本当に必要なことを、やはり水産加工の皆さん方に対して、あるいは水産業全体に対してやっていただきたい。

このお金、どうぞ使ってください、貸しますよ、ただ、こういう条件です。貸すということとは、当然返さなきゃいけないわけでして、これはなかなか大変なことです。当然、ただ上げますというところがいい政策だとは思いますが、本当に今の現場の状況を見ていただければ、大島さんも当然御存じだと思うし、副大臣もよく御存じだと

思いますが、現場の皆さんは、いや、こういうこ
 とをまた延長しますよ、まあそれはやらないより
 はいいいけれどもというような反応ですよ。それ
 は、ぜひ借りたいという方がたまたまいらっしゃ
 れば、その方はこれはなくなっちゃ困るという話
 になるでしょうが、多くの方はそれ以前の問題
 だ。そこにぜひ政策をやっていたきたい。これ
 をやるなという話ではありませんが、その認識は
 ぜひ持っていたきたいと思います。

最後に、大島さん、まだいらっしゃって大丈夫ですか。（大島國務大臣「まだ大丈夫」と呼ぶ）まだ大丈夫ですか。いられるかどうかはブツシュに聞かなきゃわからないのかもしれませんが。呼び捨てはよくないですね、ブツシュ大統領に聞かなきゃわからないのかもしれませんが。

では、一応二つ質問をします。途中でいなくなると困りますから、副大臣もちゃんと聞いていてください。

昨年の九月ですが、参議院決算委員会におきまして我が党の海野議員が質問をいたしました。今オーストラリアあるいはヨーロッパなどからマグロが大量に輸入をされている、そのマグロが本当に安全かどうかというお話であります。オーストラリア政府に対して、蓄養マグロに関して例えば

肉骨粉なんかは使っていないかどうかということを確認いたしましたら、口頭では使っていないというふうに言っていましたという話だったんです。それはちゃんと文書で使っていないということとを求めてくださいと言いましたら、わかりましたというふうに言っていたいておりますが、その後、どうなっていますでしょうか。お答えください。

○大島国務大臣 津川委員がいろいろお話しされた水産加工業の現場というものは、委員より私のほうが知っていると思うんです。これは明確にあなたより私は知っていると思うんですが、そのすべてを云々というのではなくて、やはり加工業の皆様が努力してもらわなきゃいかぬ部分もあると思いますので、もし現場でこういう声があったけれ

でもこうだよということがあったら、ぜひ提案としてよこしてください。ともに使いやすい、使いたい、そういうアイデアがあればやりたいと思います。

マグロの話ですが、まことにそのようにお答えしたことがあります。きょう午後、オーストラリアに水産庁の人間が今出張しております、その肉骨粉使用の有無に対して正式な文書での回答を早急に行うよう強く求めています。きょう協議しておりますから、その結論が出たら御報告できるようにしたいと思います。まことに今日までこれの正式な文書による回答が来ていないという状況は遺憾でありますし、そういう意味で、今ちょうどいいタイミングで御質問いただきましたが、きょうそのような協議をやっておるといふことで、結論が出たらお答えをしたいと思えます。

○津川委員　大島さん、確かに私なんかよりもずっと政治経験が長いわけですし、地元のことともよく御存じだと思います。今、農林水産大臣という席にいらつしやるわけですから、我々は問題があると思いますが、それはおいておいて、いらつしやるわけですから、当然その仕事をしっかりとっていただきたいんです。

六カ月もたつて、きょうちようどやっていますという答弁は、何ですか、それは。本場に現場のこととをわかっているんですか。(大島国務大臣「委員長」と呼ぶ) ちよつと待ってください。

それは私は、申しわけないけれども、職務怠慢だと思っています。出してこないのは向こうですから向こうが悪いという話かもしれませんが、そうならば、その対応を日本政府としてしつかり何でやらないんですか。

私は それは絶対おかしいと思いますよ。御自身がお忙しかったかもしれないですが、それができなかったんだというならば、それは、ぜひ副大臣にかわっていただいて、しっかりとやっていたいだいてもいいと思いますよ。いろいろとお忙しいことだと思いますが、この問題に限らず、農業、林

業、水産業は大変な状態なんですから、六カ月間もほったらかしにして、日本の、例えば水産加工業者に対して厳しい状況にさらし続ける、その間何もしていない、大変遺憾だということを六カ月後に言うようでは、私は大いに問題があるということを指摘させていただきまして、終わらせていただきます。

○大島国務大臣　大変厳しい御指摘をいただいた
 ありがとうございます。

の問題については、まことに、オーストラリア側に対して、きょうやっておりますけれども、本当に遺憾であったと思いますし、厳しく対応してまいりたいと思います。

さらに、本場にさまざまなアイデア、そういうふうなものがありましたら、私どもも気がつく点がありますからお寄せいただき、いい水産加工業政策をつくり上げてまいりたいと思いますので、ぜひ御議論をいただき、御提案をいただきたいと思います。

○津川委員　終わります。ありがとうございます。

○鮫島委員長代理 次に、中林よし子君。
○中林委員 質問に入ります前に、きのう発表になりましたWTO農業交渉、モダリティーの第一次案の改訂版、これは第一次案を全くほとんど変えないというもので、これでは日本の農業が壊滅的な打撃を受ける、私どもも絶対これは受け入れ

てはならない、このように思っております。食料の六割を輸入する日本においては、これ以上の市場開放は絶対に許されない、このように思います。

私がよく会った農水省の優等生と言われている百ヘクタールの稲作経営をしている株式会社社長は、関税引き下げは自分たちのこれまでの努力が水の泡になる、このようにおっしゃっておいりました。断固として自給率を高め、日本の食料主権をあくまでも貫き通す、こういう姿勢で臨んでいただき、私は、三月末のモダリティー確立できな

境に及ばず影響というものを調査をされるべき
 だろうと思います。これまで長い時間かかって
 いろんな議論をしてきて、中止になった、その
 途端にそそくさという印象を私は持つており
 まして、もう少し、せつかくここまで来たとい
 うことは言いませんけれども、多少時間をかけ

てシミュレーションなどやるべきではないかと思ひます。

こういうふうに述べているんですね。これが鳥取県知事の意向なんですか。

私は、一つは、農水省が示した三月末、これは撤回してほしい。それぞれの県の意向だとか、あるいはこの撤去をしたら一体どうなるだろうか、あるいは一部残したらどうなるだろうかといういろいろなシミュレーションを、環境に与える影響も含めて国が責任を持ってやるべきだというふうに思ひます。

まず、結論の期間の問題、そして、そういったさまざまなシミュレーションを国が責任を持ってやりになる考えがあるのかどうか、明確に答えていただきたいと思ひます。

○太田政府参考人 期限の問題でございますけれども、確かに、二月十三日に開催されました第三回中海に関する協議会におきましてこの議論をした場合に、一カ月程度といましようか、三月中旬あたりを目途にできればお考えをお聞きしたいという話をいたしております。

もちろん、県におきましては、地元関係者の意向等々も含めて御検討をされるわけでありまして、現実的には、その県のお考えあるいは地元におけるお話し合いを我々としては見守っている状況でございます。そういった結果を踏まえて次の段階に移行していくのが適切であろうかというふうに考えております。

そういった意味で、現実的に、三月末というようなことは一つの目途として申し上げたわけでありまして、そのことが守られなければ云々ということとは私どもとしては考えておらない状況にございます。

他方で、シミュレーションに関する問題でございますけれども、例えば、平成十年度に、本庄工区の利用のあり方につきまして検討いただくために中国四国農政局に設けました本庄工区検討委員会におきまして、水質シミュレーションを行っております。堤防の一部を開削するようなそういう

シミュレーションの場合でありますと、本庄工区以外の宍道湖・中海の水質はほとんど変化しないというような結論等々、既存のいろいろな調査結果、データがございます。

そういったもので必要なものについては必要に応じて御説明していくということは、私どもの責務であらうかというふうには考えておりますが、いずれにしても、冒頭に申し上げましたような諸般の事情を考えて、確かに拙速であつてはいけませんけれども、ただし、幾ら時間をかけてもいいというものでもないかというふうに考えております。

○中林委員 この二月十三日の協議会の会議メモを見ますと、鳥根、鳥取両県の担当者から非常に強い要望が国側に提示をされております。

例えば鳥取県側が、中浦水門を撤去しただけではもとの姿には戻らない。中浦水門地点は、昔は水深二、三メートルの浅瀬で、自然の潜堤の役割を果たして塩水くさびの進入を防いでいたんだけれども、航路の確保という事で塩水くさびが中海に入り込んできて、塩水くさびが環境にどの程度影響しているのか、こういう意見がある。真水とまざる下層に停滞している貧酸素水塊が大幅にふえており、酸素がないことから動植物に影響を与え、浄化、水質にも悪影響を及ぼしている。こういうことを国としてちゃんと調査をしてほしいということに対して、農政局の方は、やる気がないということを言っているんですね。やらないと言っているんですね。こういう態度でいいのかということをお私に本当に問いただしたいというふうに思ふんです。

この中海干拓淡水化事業を中止に追い込んだ住民サイドからは、もうこれでもとの環境に国の責任で戻らんぞという期待が物すごく多かった。一つはこの水門をどう扱うかというのが問題ですが、もう一つは、本庄工区干拓が中止になりました、そのためにつくられて二つの堤防の開削、これを求めているんです。

ところが、これまでも農水省の方は、この堤防

の開削、確かにそこは土管を入れて流入した調査もやりましたよ、その結果変化がなかったんだからその開削の意味はないんだということを何回も答弁をいたしております。

しかし、そのとき、この農水省がやった調査の中で、参考例ということでもう一つのケースを調査しているんですよ。それまでは百五十メートルの幅の開削だったんだけれども、この参考例は二百メートルの開削。そして、中浦水門の樋門の操作をやつてもとの中海・宍道湖の流れの方向を再現する。そういうことをやつたら、ずっと酸素は中まで届いていくと改善されるんだ、そうすれば、水産資源なんかは知りきれないだけの大きなことが望めるんだ、こういう研究者の見解が幾つも出されております。

この参考というところをどうしてあなた方は見ないんですか。

○太田政府参考人 もとの中海・宍道湖の状態と、いうのをどういうように設定するかということはありませんけれども、私どもも、この中浦水門の取り扱ひの結果、少しでも環境の改善が図られるということを目指してやることは当然の責務であるというのとは原則であらうというふうに考えております。

先生御指摘の中浦水門の活用とあわせて、堤防の開削といったことが提案されていることは私も承知いたしております。

中国四国農政局では、平成九年度、十年度の二カ年をかねまして、中海及び宍道湖の環境につきましての調査を行つておりまして、その結果については既に公表いたしております。

その中で行いました水質シミュレーションによりまして、干拓堤防の一部を開削した場合におきましても、本庄工区以外の中海及び宍道湖の水質はほとんど変化しないというような結果を得ております。また、堤防開削に加えまして、中浦水門の操作を行うことについても検討を行つておりますが、本庄工区検討委員会の報告によりまして、中海全域の貧酸素対策に一定の効果があるもの

の、漁業や生態系に及ぼす影響の把握、費用負担を含めた維持管理上の課題、関係機関との調整など広範な課題を抱えていることを十分認識しておくことが必要だというふうな指摘もなされております。

私どももいたしましては、このことから、すぐさま中海の水質改善対策として堤防の開削とあわせて水門操作を行うことが有効であるかということとは断じることが難しいんじゃないかというふうに考えておりますし、また、これによる負の効果という心配も本当にないものだろうかということ懸念されるわけでございます。

○中林委員 先ほど紹介した鳥取の県議会では片山知事は、この開削問題にも触れてこう言っているんですよ。「宍道湖・中海汽水湖研究所の水質浄化に向けての提言についてお話を伺ったわけです。」自分がそこから聞いた。「そういうことを踏まえて、国に対して、そういう研究所の研究成果などもあるので、こういうことも改めて調査をしてもらいたい」と言っているんですね。

この汽水湖研究所というのは、ずっと、その水質や、それからどんな漁獲がとれて、どうやったらどうなるかという蓄積があるんです、研究所として。そういうものをあなた方は無視してはならないというふうに思ひます。もちろんそれぞれ県の意向というのはあるんですけども、この知事も言っているように、そういう専門家の蓄積、これを無視してはならない。

そういうことも踏まえた十分な納得の上の協議機関としていく、そういう決意はあります。

○太田政府参考人 いずれにしても、関係機関が集まった協議の場が設定されておりますので、そうした中で、各県から出されるそういう御指摘に対しても、我々としては真摯に対応していくのが責務であらうかというふうに考えております。

○中林委員 真摯な対応と言われたので、本当に真摯にやってくださいよ。ここの農政局は高圧的なんですから。県でやれ、県でやれですよ。こん

なことでは両県の県民は絶対納得しません。
以上申し上げまして、質問を終わります。

○小平委員長 次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 社会民主党の菅野哲雄でございます。

水産加工業施設改良資金通特措法に関して、私は、この間、水産加工業と漁業が一体として発展していかなければならないという立場で水産基本法なり水産基本計画が策定されてきたと思っております。そういうことを考えたときに、水産基本法の中でも多くの議論を行ってまいりましたけれども、今の日本の漁業というものを資源管理型漁業に変えていくんだという強い意思がこの基本法、基本計画に貫かれていてというふうに思っています。

そういう基本路線で現状を見たときに、それは漁業あるいは養殖漁業というものがどういうふうになっているかということを見ると、昭和五十三年度で一千七百万トンから生産がありました。そして、現在では、十三年度統計ですけれども、六百万トンに減ってきているという現状であるということをしつかりと受けとめなければならぬというふうに思っています。

それでは、水産基本法、基本計画でうたわれた資源管理型漁業をこれまでどう行ってきたのか、これからどう行っていくかとしているのか。これは、基本計画が策定されて一年たっておりますから、今後について水産庁として明確な方針を持つて取り組んでいかなければならないと思うんですが、これまでの取り組みと今後の方向性についてどう考えておられるのか、答弁願いたいと思います。

○木下政府参考人 水産資源の問題でございますけれども、委員御指摘のとおり、昭和五十三年には一千七百万トンの水準でありましたけれども、昭和六十三年の千二百六十万トンをピークの後、減少を続けておりまして、平成十三年には、御指摘のとおり、六百万トンの水準になっているという状況でございます。

この要因といたしましては、幾つか挙げられるかと思っております。我が国周辺水域にとりまして、一つは、マイワシの漁業資源が、例えば昭和六十三年には四百五十万トンありましたが、平成十三年には十八万トンに減少したこと。また、漁船の大型化あるいは漁労機器の高性能化等の漁獲能力の向上、あるいは過剰な漁獲競争の結果、資源に対する漁獲圧力が必要以上に過大となったこと。またさらには、沿岸域の漁場環境が悪化したこと等々が挙げられるかと思っております。

私どもも、委員御指摘のとおり、水産資源の管理、回復が水産施策の中で非常に大きな位置を占めているというふうに考えております。

こういう観点から、私ども、国、都道府県を通じて資源管理を進めてきています。一つは、資源量の推定の精度のある程度高い魚種、例えばマイワシとかサバあるいはズワイガニ等々七魚種でございますけれども、これにつきまして、平成八年に漁獲量の総量管理を行うTAC制度を導入しているところでございます。このようなTACの設定につきまして、それぞれの資源状態に応じた設定をできているという段階でございます。

また一方で、緊急に資源の回復が必要な魚種がございます。このような魚種につきましては、海域ごとに減船なり休漁等を含みます漁獲努力量の削減、また一方で種苗放流により資源の培養、また、藻場、干潟の造成等により漁場環境の保全等を含みます資源回復計画を平成十三年から取り組んでいるところでございます。現在、四計画を作成し、公表しているところでございます。

TAC制度あるいは資源回復制度、また、漁獲努力量の総量を管理する漁獲努力可能量、TAEの制度でございますけれども、これにつきまして、アカガレイ、サワナなど五魚種につきまして対応してきているところでございます。私ども、今後とも、TAC、TAEあるいは資源

管理制度を通じて、我が国沿岸、沖合水域の資源の維持培養に努めてまいりたいというふうに考えております。

○菅野委員 現状は、今水産庁長官が答弁したように、昭和六十三年に一千三百万トンあったのが、平成十三年で六百万トンという数字が示しているのとおり、もう半減以下に減っているんですね。その減少がどういう影響をもたらしているのかというのを考えたときに、漁村には本当に後継者が育っていない、それから生産から撤退していく姿というのがあらわれております。そして、遠洋マグロ漁船においては国際協約で二割減船するというところで、日本は積極的に減船したにもかかわらず、漁業経営体はもう撤退、二割減船した上に残った経営体も撤退していかざるを得ないという現状にあるわけですね。

やはり資源回復ということを経営的にも国内的にも行っていないといけません。そこには水産庁がインシニアチブをとってどう力を発揮しているのか、そして予算を投入しているのか、ここが今強く求められている時期だということに思っています。それと同時に、漁業者にも資源回復という思想を持ってもらいながら一体となって取り組んでいくということが、求められている大きな課題だと申し上げておかなければなりません。

それと同時に、一方では、経済のグローバル化に伴って輸入水産物の増大、そしてこの今の水産加工業を大変な状況にしているんですが水産加工製品の輸入の増大、この二つの問題を抱えているわけですね。国内的には資源が枯渇していく問題と、輸入水産物に国内全体が非常に危機的な状況に追い込まれている。

この輸入水産物、輸入水産加工品の増大をどのようにとらえていって、水産庁として他の省庁と一体となってどうしていこうとおられるのか、これをお聞きしたいと思うんです。ちなみに、私のつかんでいる数字なんですが、魚介類全体で自給率を見ると、昭和五十年代は一〇〇%を超えていたんですね。それが、平成十

一年度統計でいくと、六〇%台に自給率が魚介類でおりてくる。四〇%も自給率が低下しているという姿。

それから、輸入水産加工品においては、昭和五十三年で十二万トン、十三万トンぐらいだったのが、平成十三年では九十三万トンに膨れ上がっているという状況です。そして、金額でいえば、水産加工品で約四兆円の生産があるのに、輸入は五千億円というふうなシェアを占めるまでになっているわけですね。

どのようにこの状況に対応していかなければいけないのか、お聞きしておきたいと思っております。○木下政府参考人 水産物の自給率でございますけれども、委員御指摘のとおり、昭和五十年に自給率一〇〇%を切った、それ以降減少を続けてきているという状況でございます。

ちなみに、水産加工品なり水産物の輸入状況を見てみますと、平成十三年には三百八十二万トン、あるいは金額にいたしますと一兆七千億というふうな、量あるいは金額ともふえてきているという状況でございます。

私ども、このような状況に対処いたしまして、一つは、水産加工品につきまして、やはり今回提案申し上げております水産加工資金でも対応したいというふうな考えをたところでございますけれども、輸入品に負けないような新しいアイデアを盛り込んだ水産加工品の創出を含めた、水産加工業全体の経営基盤の強化がぜひ必要であろうというふうに思っております。

また一方で、漁業でございますけれども、先ほど申し上げましたように、国内の沿岸、沖合水域におきます資源状況が押しなべて悪いという状況でございます。私ども、このような資源状況にかんがみまして、基本的には持続可能な漁業を進めていくという中で漁業の振興を図っていききたいというふうに考えておりますけれども、特に漁船あるいは漁業技術の開発なり研究開発の促進、また一方で、漁船漁業全体が体力が弱ってきているという状況でございます。したがって、このよ

うな漁船漁業全体の体質強化のための方策につきましても、昨年、水産基本計画を策定したところでございますけれども、最優先課題として取り組んでいきたいというふうに考えております。

○菅野委員 グローバル経済、国際的な経済体制が今日の状況になったときに、私は、国内政策をどう進めていくのかに非常に大きなウェイトがかかっているというふうに思っています。

先ほどから議論されておりますけれども、地産地消、地域で生産されたものが地域で加工されて消費される、そういう経済体制に国内体制をしっかりと構築していかなければならない課題だというふうに思っています。その体制をどうつくっていくのかということが今問われているんだと思います。

そうしたときに、漁獲量を資源管理型にしていく、多く国内で漁獲されるような体制に、まずしっかりとした施策をもって体制を築き上げなければならぬというのが一つの問題点です。そこにはどう力を入れていくのか。

それからもう一つは、食の安全、安心というものも問われております。食品安全基本法が制定され、今議論されようとしておりますけれども、この観点から、国内生産されたものを国内消費という形で流通するような形にどう持っていくのか、二つあると思います。

それで、もう一つは、水産加工品の輸入の増大は、食の安全、安心という観点から、どういう問題点があるのか、これをしっかりと見きわめる必要があるというふうに思っております。これは、水産庁だけの問題じゃなくて、政府全体としてあると思うんですが、輸入水産加工品の増大という形がふえているにもかかわらず、そのことが本当に安全、安心なのかという観点も、私は検証する必要があるというふうに思っています。

先ほど、オーストラリアで中間育成された輸入マグロの問題が議論されました。こういう問題等も含めて、国が食品の安全、安心というものにどう積極的にかかわっていくのか、今問われている

大きな課題だというふうに思っております。

水産庁として、やはり、産業を本当にしっかりと育成していくという観点があったときに、これをトータル的にコーディネートする必要があるというふうに私は思っていますけれども、長官、その決意と用意をお聞かせ願いたいと思います。

○木下政府参考人 私どもも、委員御指摘のとおり、輸入水産物の安全、安心の確保を図っていくという観点は非常に重要だというふうに考えております。

もとより、基本的には厚生労働省の所管に係ることでございますけれども、私どもも、厚生労働省とも十分連携をとりながら、今後とも全力を挙げて対応していきたいというふうに考えております。

○菅野委員 わかりました。これは、政府全体としてぜひ、今、食品安全基本法が提出されておりますから、その中でも議論していきたいというふうに思いますから、取り組み方をよろしく願いたいと思います。

それから、最後に、三月八日、九日に三陸地域に物すごい低気圧が発生して、大きな被害をもたらしました。昨年発生した台風六号以上の被害というところ、私も帰っていたときに呼び出されてその状況の説明を受けたんですけれども、水産庁として、この低気圧の被害をどのように把握しておるか。そして、その被害状況に対して今後どう対応していくのか。この点だけお聞きしておきたいと思っております。

○木下政府参考人 まず、被害状況でございますけれども、現在、県で調査の途上でございますので、最終的な数字については確定をいたしておりますけれども、私どもが把握している段階では、三十億強に上っているというふうに考えております。

また、このような被害状況でございますけれども、これを受けまして、私ども既に、制度資金につきまして、既往の貸付金の償還猶予等が図られるよう関係の県また金融機関に依頼をしたところ

でございますし、また、漁業共済についても大変期待を寄せられているわけでございますけれども、迅速な損害査定、あるいは仮払いを含めた早期支払いができるよう指導しているところでございます。

また、被害を受けた漁業者に対して、沿岸漁業経営安定資金の融通等につきましても対応してまいりたいというふうに考えております。

○菅野委員 今、三十億という概算の数字が述べられました。そういう意味では、体力が弱っているところにまた災害でもって打撃を受けて経営から手を引くという状況に悪循環として災害が作用することのないように、ぜひしっかりとした対策を水産庁としてもとっていただきたいというふうに私は思っております。

制度を活用するしかないというふうに言われるんじゃなくて、本当に、経営から撤退していくようなことが起こらないように、先ほどから申し上げているように厳しい環境に置かれておりますから、温かい手を差し伸べていただきたいというところを強く要望して、私は質問を終わります。

○小平委員長 次に、山田正彦君。

○山田(正)委員 自由党の山田正彦です。きょう、自由党として、私として、本来、大臣に質問すべきところですが、我が党の方針としましても、大変申しわけありませんが、大臣の疑惑等々の審議が予算委員会が終わるまでは大臣に質問できないということで、ひとつ副大臣にお聞きしたい、そう思います。

まず、漁協合併の促進法に関する問題なんです。漁協は今、私も浜を回っていますと、大変経営状態が悪いというところ、かなりのところが累積、そして今期も赤字だ、そういうところ。私は、五割ぐらいは、半分ぐらいはそうなんじゃないかなというふうに実感しながら戻ってきた経緯があるんですが、一体、漁協全体の経営内容はどのようなものでしょうか。副大臣に。

○北村副大臣 山田委員からの御指摘、漁組も相当地な欠損金を出しておりますし、それに伴って合

併等々という問題もございます。あるいは、信用部門の、これも異常な譲渡というような事態も出ているところでございます。今御指摘のとおり、ほぼ三割の漁協が非常に厳しい状況にあるというふうに認識をしております。

○山田(正)委員 少なくとも三割の漁協がいわゆる赤字で累積を出して、赤字経営であると考えていいかと。今の副大臣の答弁ではそう思います。

この法律でもそうですが、今、漁協合併を非常に促進しております。そのときに、漁協に、それだけの漁協が赤字ですから、大きな欠損がある。そういう場合に、どういうふうにしてそれを処理し合併に持っていくのか、どういう指導をしているのか、ひとつ副大臣にお聞きしたいと思っております。

○北村副大臣 漁協の合併時の欠損金の処理については、通常は、合併に参加する漁協全体の資本というのがございますね、準備金ですとか積立金、こういうことで相殺されるのが一般的でございます。どうしても相殺できない場合には累積の欠損金として残ることになってまいります。

しかし、欠損金を抱えて合併に参加する赤字漁協は、関係する漁協との不公平感を解消するという意味では、欠損金相当の借入れをまず行い、合併後に、この欠損金の借入れをした旧赤字の漁組の組合員の負担でこの借入金の償還を行っていくというのが一般的なことでございます。

国は、この赤字の漁協に対して、信漁連等から欠損金相当額の借入れを行うときの利子補給を行っております。国がそういう政策をとっておりますので、県あるいは市町村においても同様の支援が行われているというふうに承知をしております。

こういうふうにしたしまして、今後とも、漁協の合併が円滑に実施できるように支援を図ってまいりたい、このように思っておりますのでござい

りますね、積み立ててあります。その分を取り崩して、いわゆる減資して消していく。これはわかりますね、合併の前に。

その次に、かなり大きな穴をあけている漁協というのは私もよく存じているわけですが、そういう場合には、県ですか、今話したのは。県か、あるいは国が貸すんですかね、それをもう一回ちょっと明らかにしてほしいんですが、貸し付けをして、それを利子補給する。利子補給を県とか町村が負担するんじゃないかと思いますが、その中で、借入れをした分を旧組合員が払っていく。これは間違いないんじゃないですか。大臣、副大臣、これは方法を間違っているんじゃないですか。

例えば、赤字の会社と黒字の会社があるとしたら。そのときに、普通、赤字の会社は、我々の常識でいけば、破産手続をとります。破産手続をとって、その債権については、免責、ゼロにしてしまう。そして、裁判所の決定、免責によってそれぞれの債務者は、ゼロになって、再生を図る。これが、いわゆる中小企業あるいは一般個人の借り入れのごく当然の債務処理の方法であって、合併に際して、穴をあけた旧組合員に対して、それだけの借入れを負担して、かつその組合員がそれぞれ、その出資分を取り崩した上でずっと払っていくかきやいけ。これは、債務処理の常識からして、余りにも、漁協の組合員、村の人たちに対して非常な負担をかけている。これは大変過ちな行政なんじゃないですか。副大臣、いかがですか。

○北村副大臣 法律的なことは、山田委員が専門家でございまして、そのことについて素人の私が説明はできませんけれども、ただ、私も、例えば漁協と農協とは性格は違いますが、しかし、組合法によつては基本的には同じだ、こう思っております。

私の知る範囲でも、農協の合併で、欠損金を持って合併したときに、赤字の組合員がこれを返済していく、あるいは、その赤字の農協の理事あ

るいは元組合長等々がその応分の負担をしている。そういうことを現実的に見てまいりましたので、そういうことからいいますと、漁業協同組合にあつても、赤字を持って合併したときに、その借入れについて、もとの赤字をしている組合員、そしてまたその当時の理事の方々が返済をするということはやはりやるべきことである、私はこのように認識をしております。

○山田(正)委員 大臣にはお答えしてもらわなくてもいいんですが、ぜひ聞いていただきたい。(大島国務大臣「聞いています」と呼ぶ)

それで、実は、中小企業、企業の会社員、株主、そういった人たちは、出資限度分だけ負担して、その会社がこうもつた大きな債務を、その会社が例えば合併した後も払っていくかきやならぬというところはあります。漁協の組合、農協の組合でも、出資分は全部取り崩して、それはもうしょうがありません。しかしそれでも、あけた穴について、漁協でも農協でも一緒ですが、かつての組合員がそれを払っていくというのは法論理的に見ておかしい。そういうおかしい間違いを農水省はやっている。副大臣、いかがでしょうか。

○小平委員長 北村副大臣。(大島国務大臣「聞かなくてもいいんですが、ちょっとお答えを」と呼ぶ) 大臣、ちょっと待ってください。

大島農林水産大臣。どうぞ。

○大島国務大臣 今の山田委員の指摘は、協同組合法の性格というものが一つ、それともう全部御承知の上で聞いていると思うんです。ただ、借金をもとの組合員がずうっと背負っていくということに何らかもうちよつと違つた手だてが必要ではないか、あるいはまた、抜本的な考え方が、そこに変化がでないかという御指摘だと思っております。

指摘されている部分は私もよくわかるんです。よくわかる。それは漁協、農協、両方そうでございますから。これから農協改革、漁協改革というのは、農協改革の議論をいたしますので、そういう中でもっと幅広く、根本論としてちよつと議論

をしてみたいなという案件であることだけは申し上げておきたい、こう思います。

○山田(正)委員 今の大臣の答弁は聞かなかったことにします。

ところで副大臣、今申し上げましたように、穴をあけた漁協、穴をあけた農協、そういったものの組合員の後々までの債務負担は今、農村、漁村地域では大変大きな負担になっております。これはぜひ、ひとつ政府としても、大きく方針を転換する時期である。そして、できるならば、漁協でも農協でも、一たん破産して、清算して、そして、残された組合員は新しい農協にそのまま債務負担なしで新しく加入してもらおう。債権を償却する。銀行だつてゼネコンだつて、ゼネコンに対して政府がどうか銀行が、政府からの金が回つてあれだけの債権償却、放棄、二千億とか三千億とか平気でやっている時代ですから、農協、漁協の債務について、二千億、三千億の債権放棄は簡単にできなきやおかしい、そう考えております。

次に質問いたしますが、再編強化法に基づく基本方針。

漁協の合併、再編強化法に基づいて一つの合併の方針を決めています。その中で、実は、自己資本比率が一〇％以下のところにおいては合併あるいは信用事業の譲渡を強力に推し進めているんですが、その実態はどうなっているんでしょうか、副大臣。

○北村副大臣 山田委員からの御指摘の、一〇％ないし経営改善または合併、信用事業譲渡の指導を受けることとなる、こういう議論はなされております。

この再編強化法に基づく基本方針というのは漁協系統内での自主的なルールではありませんが、同方針によれば、信用事業実施漁協の自己資本比率が一〇％に達しない場合には、農林中央金庫は、当該漁協の経営改善を指導し、それでも再建が困難なときには合併や信用事業の譲渡などの措置を勧告することになっております。

したがって、財務状況が極めて悪く、あるいは

経営改善の見込みのない漁協に對しましては、信用事業の健全性の確保の観点から、系統組織や県が緊急に信用事業を譲渡するよう指導する事例もあるものと承知をしております。

農林水産省は、農協系統信用事業の健全性の確保が重要であると考えております。しかし他方、漁協の合併や信用事業譲渡は、地域に与える影響を考慮すると、当該者である組合員の十分な理解を得て行われるべきものである、このように思っております。合併に向けた地域の話し合いが円滑に行われるよう努めてまいりたい、このように思うところでございます。

○山田(正)委員 私が聞きたいのは、いわゆる国際取引をする大きい銀行、メガバンクですら、自己資本比率は八％がいい。小さい銀行、これは実質的に四％、赤字じゃなければ大概いいようですが、金融機関は自己資本比率が四％ぐらい。ところが、赤字経営が三割も少なくともある漁協において自己資本比率一〇％というのは、一体だれがどこで決めたのか。簡単に答えてください、私の持ち時間はあと三分しかありません。

○北村副大臣 どこでだれが決めたかということでございますが、平成十三年の八月に、全国の主要漁連を構成員とする全漁連信用部会で九回にわたつた議論を重ねまして、その過程を通して現場の漁組の意見集約をまず一つ図りました。特に要望のあつた、例えば長崎県を含む約三十の都道府県においては、漁組の組合長との個別説明も行ったりしております。平成十四年の九月に農林中央金庫の総代会において決定されたものであります。

以上です。

○山田(正)委員 これは、法律で決めたわけじゃない、閣議で決めたわけじゃない、いわゆる大臣が通達を出したわけでもない。農林中金が総代会で決めた、そして各漁協に厳しい基準を押しつけた。普通の銀行よりも重い一〇％など、これでやっつけているわけがない、三割も赤字のある漁協を。

私が浜回りしていますと、漁協の理事さん方がみんな困っているのは、一〇%を切っているから早く合併しろ、合併しないと信用事業を譲渡しろと、いわゆる強迫されている、極端な言い方をすると。

そういう中で、無理やり合併して、そして赤字のところの組合員は後々まで債務負担させられ、そしてお金を借りようとしても、今度は、合併した大きい漁協というのはなかなか貸してもらえない。

今ほとんどの漁業者が非常に困っているのは、この一、二年、漁協が金を貸してくれなくなつた。どこも貸してくれなくなつた。今までの漁協は、その一〇%枠に縛られて、何とか合併しないで維持しようとする、どうしても金を出さない、貸さない。むしろ回収する、引きはがす。これが今、みずほグループとか大銀行がやっているじゃない、現実には小さな漁協で、小さな前浜で今行われようとしている、現実にはこの一、二年、答弁は大臣いいですから、よく聞いてください。

そういう中で、一つ、こういう勝手なことを中金に決めさせて、末端の漁協の組合長らはそんなことを知らずに、そして一〇%ないからどうだこうだと言われ、大変な現況に陥っているという事実、これに対して副大臣、対策を何らかとらなければいけないと思いますが、どう考えますか。一言で結構です。

○大島国務大臣 議事録に残しておきたいと思いますが、山田委員が御指摘いただいている末端漁協の現状とそれから漁業生産者の関係というのはちょっといささか誇張があるような気もいたしますが、一つの現状としてのここのお話はしっかりと承りました。

一方、新しい日本の水産をつくるために、漁協の足腰を強くしておかなければならないこともまた御理解いただきたいと思います。

しかし、健全な生産者が健全な形で融資を申し込み、それが貸し付けを受けられないという現状があつてはならぬと思います。そういう点に対し

ては、私どもも改めて、各漁協あるいは信漁連、そういうふうなものを通じてできるだけ対応するようにしかと指導するよう努力してまいりたい、このように思っております。

○山田正委員 もう私の質問時間も終わつたんですが、今申し上げましたように、非常に、いわゆる意欲ある漁業者が借り入れできずに大変困っている状況と、そして今農業以上に漁業は深刻で自殺者も相次いでいるという事実、これをよく大臣、副大臣とも認識して、漁業の問題に対しても強力にひとつ行政、新しい政策の転換を図っていただきたい。

そう願ひして、私の質問は終わります。

○小平委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○小平委員長 これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、水産加工施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小平委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

とお諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小平委員長 次に、農林水産関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、二田孝治君外五名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合及び保守新党の六会派共同提案により、お手元に配付いたしておりますとおり、漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案の草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。二田孝治君。

○二田委員 漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案の起草案につきまして、提案者を代表して、その趣旨及び内容について御説明申し上げます。

本法の前身である漁業協同組合合併助成法は、昭和四十二年に、適正な事業経営を行う漁協を広範に育成するため、漁協の合併促進を目的として制定され、以来、六次にわたり延長を重ねてきたところであります。特に、平成十年には、漁協系統組織の主体的な取り組みを図ることとし、題名が漁業協同組合合併促進法に改正され、本法は、今日まで、漁協の事業規模拡大に一定の役割を果たしてきたのであります。

しかしながら、いまだ脆弱な小規模組合が全国に多数存在しており、また、近年の水産業をめぐる厳しい状況を反映し、漁協系統事業は縮小傾向にあります。

こうした中、組合員ニーズに的確に対応し、各種事業の健全な運営を図るとともに、漁協が、水産基本法の基本理念の実現に向けて、資源管理の推進、担い手の育成等のため、一層積極的な役割を果たすには、その経営基盤の安定強化が不可欠となっております。

このため、漁協系統組織においては、自主的な方針のもと、広域的自立漁協の育成に向けて、漁協の合併、事業統合等を計画的に推進しているところであります。

本案は、こうした状況を踏まえ、本年三月三十一日をもって期限切れとなる合併及び事業経営計画の都道府県知事への提出期限を五年間延長し、平成二十年三月三十一日までとするともに、漁業権行使規則の変更または廃止についての漁業法の特例措置を延長することとしております。

以上が、本案の提案の趣旨及び内容であります。何とぞ速やかに御決定くださいますようお願い申し上げます。

漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○小平委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本件について発言を求められておりますので、これを許します。中林よし子君。

○中林委員 私は、日本共産党を代表して、漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案について、反対の立場から発言を行います。

漁業をめぐる厳しい情勢は私どももよく聞いており、そのための一つの選択肢として漁協の合併が必要になることは当然あり得ると思います。しかし今般、その延長を求める漁協合併促進法が、真に漁業者、組合員の利益になる方向で合併が行われる、これを保障する法律であるかが問題であります。

第一に、延長を求める合併促進法は、国と都道府県による合併計画への指導、助言を義務づけ、実際の協議についても助言、指導の文言を盛り込んでいます。しかも、その合併は、本法に言う基本構想、基本計画という基準をクリアする広域的な大型合併であり、さまざまな多様な合併をも対象にするものではありません。

これは行政の関与で上からの合併押しつけに道を開くものであり、賛成できません。現にこの間、行政当局が、合併の推進や、漁協の体制や経

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認めます。よつて、

組合が第四条第二項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い平成五年法律第二十四号の施行の日から平成十二年三月三十一日までの間に合併した場合における合併後の組合が同項の規定により適当である

最近における漁業及び漁村をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、漁業協同組合の合併を引き続き促進して漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため、合併及び事業経営計画の提出期限の延長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十五年四月一日印刷

平成十五年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C